

シリーズ 野木町のごみ処理

⑦ Recycle (リサイクル) 「再生利用」

リサイクルすることで、ごみを資源に変えることができます。分別のルールを守ったり、リサイクル製品を選ぶなどして、環境への負担をできる限り減らす社会【循環型社会】づくりをめざしていきましょう。



【ポイント①】資源物集団回収の実施

●自治会、子ども会、PTAなどの団体が、回収の日時・場所などを決めて、家庭から出る古紙類、アルミ缶などを資源回収業者へ引き取ってもらう自主的な資源化推進運動です。

●団体の活動資金となる他、地域のコミュニティ活性化にも繋がります。

※資源物集団回収を実施する時は、団体登録が必要となります。詳細は町生活環境課までお問い合わせください。報奨金の交付額は、集団回収して売却した重量1kgにつき5円を交付します。

【ポイント②】適切な分別

●生ごみ、プラスチック、剪定枝はきちんと分別して出しましょう。特に剪定枝は麻ひもか紙ひもで束ねてください。(ビニールひもは不可)

●資源物として出せるもの(古紙・古布、びん、缶、ペットボトル、雑紙などは資源ごみの日に出しましょう)。

●家電リサイクル法対象品目(エアコン、テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、買い替え時にお店に引き取ってもらうなど、適切に処理しましょう)。

【ポイント③】使用済み小型家電回収ボックスの利用

小型家電には、金・銀などの貴金属やレアメタルなどが含まれています。この貴重な資源の有効活用とごみの資源化を目的に使用済の小型家電を回収しています。



◆回収ボックス設置場所

▽野木町役場、野木町ボランティア支援センター「きらり館」、野木町社会福祉協議会「ホープ館」、小山広域保健衛生組合中央清掃センター

◆注意

・個人情報情報は必ず消去してください。一度投入した小型家電は返却できません。

・回収ボックスの投入口(15cm×30cm)回収ボックスに入らないものは、小山広域保健衛生組合中央清掃センターに直接搬入してください。

◆小型家電リサイクル対象品目

- ① 電話機、ファクシミリ装置その他の有線通信機機器具
- ② 携帯電話端末、PHS端末その他の無線通信機機器具
- ③ デジカメ、ビデオカメラ、DV、Dレコーダーその他の映像用機機器具
- ④ デジタルオーディオプレイヤー、ステレオセットその他の電気音響機機器具
- ⑤ パーソナルコンピューター

⑥ 磁気ディスク装置、光ディスク装置その他の記憶装置

⑦ プリンターその他の印刷装置

⑧ ディスプレイその他の表示装置、電子書籍端末

⑨ 電動ミシン、電気フライダー、電気ドリルその他の電動工具

⑩ 電子式卓上計算機その他の事務用電気機機器具

⑪ フィルムカメラ

⑫ ジャー炊飯器、電子レンジその他の台所用電気機機器具

⑬ 電気アイロン、電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機機器具

⑭ 電気こたつ、電気ストーブその他の保温用電気機機器具

⑮ ヘアドライヤー、電気カミソリその他の理容用電気機機器具

⑯ 蛍光灯器具その他の電気照明器具

⑰ ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

⑱ 上記の付属品(リモコン・充電器)

※テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は出せません。

町生活環境課 ☎(57)4246